

学校法人山本学園に対する買取決定等について

2012年5月18日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構は、2012年3月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の対象事業者について、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしないう旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
学校法人山本学園（以下「対象事業者」という。）
2. 金融支援額  
金融支援総額                      約11億円
3. 一般の商取引債権の取扱い  
一般の買取決定等は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上